

# 記入上の注意

この施設等利用給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入の上、入善町（施設（事業者））を経由して提出する場合は入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家族から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

施設等利用給付認定申請書裏面の申出書は、「保育の希望の有無」の欄で有を選択した場合に記入してください。

## 1. 保育の利用を必要とする事由について

保育の必要性の認定基準は、次に掲げるとおりです。

### 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- ① 就 労 1ヶ月において、48時間以上労働することを状態とすること
- ② 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ③ 疾病・障害 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ④ 介 護 等 同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護していること
- ⑤ 災 害 復 旧 震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること
- ⑥ 求 職 活 動 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦ 就 学 次のいずれかに該当すること
  - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること
  - (イ) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること
- ⑧ 児童虐待・DV 次のいずれかに該当すること
  - (ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること
  - (イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く）
- ⑨ 育児休業を取得する場合であって、当該保護者の育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町が認める事由に該当すること